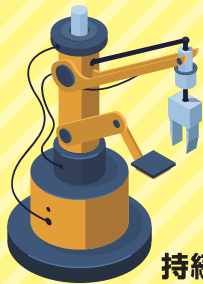


道内の中小・小規模企業の皆様へ



賃上げ環境 整備補助金 2026 ご案内



中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費補助金

中小・小規模事業者の生産性向上や販路拡大等を図り、持続的な賃上げに踏み出せる環境を整備するため、経営改善に資する経費を支援します。

補助対象者	道内の中小・小規模事業者等	
申請区分 ^{※1}	通常枠 (賃上げ率 > 0%)	促進枠 (賃上げ率 4% 以上)
補助率	1/2	3/4
補助上限額	200万円	300万円
申請要件	パートナーシップ構築宣言の登録・公表企業 ^{※2}	
対象経費	機械装置・システム等費、クラウド使用料、広報費、展示会等出展費、開発費、 専門家費用、委託費、外注費、研修費など ※2026(令和8)年2月20日以降に要した上記経費が対象	

※1 2025(令和7)年12月時点と比較し、事業終了時点までに賃上げを実施。

※2 パートナーシップ構築宣言ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)への登録。公表までに時間を要しますので、早めにご登録ください。

公募開始

(令和8)
2026年5月15日[金]

公募締切

予算上限に達し次第終了します。 ※なお、受付期間は2026(令和8)年9月30日[水]までとし、当該期日をもって受付を終了します。

申請方法

電子申請 または 郵送申請

- 下記専用ホームページから電子申請ができます。お問合せや書類の追加提出がスムーズな電子申請をご利用ください。
- 申請書の書き方が分からない場合は、申請の手引をご確認いただくか、下記コールセンターにご相談ください。

賃上げ環境整備補助金2026事務局

※2026(令和8)年5月15日[金] 10:00開局

専用ホームページは
こちら

コールセンター

[受付時間:平日 9:00~18:00]

TEL.011-351-0047

専用ホームページ

<https://chinage-support2026-hokkaido.jp/>

よくあるご質問



1 申請書や申請の手引きはどこで配布していますか？

専用ホームページからダウンロードができます。

<https://chinage-support2026-hokkaido.jp/>



2 申請にはどのような書類が必要ですか？

以下の書類が必要となります（追加で書類の提出をお願いする場合があります）。

提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。

申請に必要な書類	中小法人等	個人事業主
① 補助金交付申請書(様式第1号)		●
② 誓約書(様式第1号 別紙1)		●
③ 法人事業概況説明書の写し(表、裏) 創業間もない等の理由により法人事業概況説明書の提出ができない場合は、最新の合計残高試算表	●	—
④ 履歴事項全部証明書(原本の写し) 3ヵ月以内に発行されたもの	●	—
⑤ 所得税青色申告決算(青色 一般)または収支内訳書(白色、青色(農業、現金)) 創業間もない等の理由により所得税青色申告決算等の提出ができない場合は、最新の合計残高試算表	—	●
⑥ 開業届の控えの写し	—	●
⑦ 本人確認書類の写し(運転免許証などの住所、氏名、顔写真が記載された公的機関の発行物)	—	●
⑧ 営業許可証の写し ※営業許可書が必要な業種の場合		※
⑨ パートナーシップ構築宣言の宣言文		●
⑩ 賃上げ誓約書(様式第1号 別紙2)		●
⑪ 2025(令和7)年12月の賃金台帳		●
⑫ 補助対象経費に関わる物品等の見積書、カタログ等		●

3 対象となる取り組み例を教えてください ※掲載事例は一例です。

小売業

業務効率化のためのセルフレジ導入



自社商品販売促進のための広告掲載



サービス業

労働負荷軽減のための配膳ロボット導入



インバウンド対応のための語学学習



製造業

商品PRのための商談会参加



新商品の開発・設計



業種問わず

業務効率化のためのデジタルツール導入(会計・労務管理 etc)



事業の遂行に必要な指導・助言を依頼した専門家に支払う費用

